

# 社会福祉法人等指導監査主眼事項（入所者処遇・軽費老人ホーム）

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
第1 基本事項	(1) 入所者の意志及び人格を尊重し、入所者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めているか。	適	否		軽費基準条例2条2項、附則4、20
1 基本方針	(2) 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市や保健医療・老人福祉サービス事業者等との密接な連携が図られているか。	適	否		軽費基準条例2条3項、附則5、21
	(3) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制が整備されているとともに、その職員に対し、研修を実施すること等の措置が講じられているか。	適	否	否	軽費基準条例2条4項、附則6、22
2 利用者	(1) 入所者は国の基準に適合する者となっているか。 ◇ i 軽費老人ホーム(ケアハウス) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助をうけることが困難な者 ii 経過的軽費老人ホーム(A型) 高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者 iii 経過的軽費老人ホーム(B型) 身体機能等の低下等が認められる者(自炊ができない程度の身体機能等の低下等が認められる者を除く。)又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者	適	否		軽費基準条例13条、附則18、34、軽費基準規則7条1号、
	(2) 入所者は60歳以上の者か。 ◇その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者とともに入所させることが必要と認められる者については、この限りでないこと。	適	否		軽費基準条例13条、附則18、34、軽費基準規則7条2号、附則22、30
3 入退所	(1) サービス提供の開始に際し、あらかじめ入所申込者又は家族に文書を交付して、サービス選択に資する重要事項の説明が行われているか。 ◇「サービス選択に資する重要事項」 ・運営規定の概要 ・職員の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制	適	否	否	法76条、軽費基準条例12条1項、附則18、34、
	(2) サービス提供に関する契約が成立した際、次に掲げる事項を記載した書面が交付されているか。 ◇・経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ・提供するサービスの内容 ・サービスの提供につき利用者が支払うべき利用料に関する事項 ・サービスの提供年月日 ・苦情を受け付けるための窓口	適	否	否	法77条、規則16条2項、軽費基準条例12条1項、附則18、34、
	(3) 契約書に定める軽費老人ホーム設置者の契約解除の条件は、入所者の権利を不当に狭めるものとなっていないか。また、入所者と軽費老人ホーム設置者双方の契約解除条項が、契約書上定められているか。	適	否	否	軽費基準条例12条2項、附則18、34、

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
3 入退所	(4) 入所予定者の入所に際し、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めているか。	適	否	否	軽費基準条例14条1項、附則18、34、
	(5) 軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、本人又は家族の希望を勧奨し、施設において提供できるサービスとその者の状況に関する説明を行うとともに、その者の状況に適合するサービスにつなげるための情報提供等の必要な援助に努めているか。	適	否	否	軽費基準条例14条2項、附則18、34、
	(6) 入所者の退所に際し、退所を円滑に行うとともに、退所先においてその者の心身の状況等に応じた適切なサービスを受けることができるよう、主として生活相談員が中心となって、主治の医師をはじめとする保健医療サービスや福祉サービスを提供する者等と十分に連携を図り、継続的な支援を行うよう努めているか。	適	否	否	軽費基準条例14条3項、附則18、34、
第2 利用料	(1) 入所者から支払いを受ける費用は、国基準に定められたものに限定されているか。 ◇軽費老人ホーム(ケアハウス) ① サービスの提供に要する費用(旧事務費) ② 生活費(食材料費、共用部分の光熱水費) ③ 居住に要する費用(旧管理費) ④ 居室に係る光熱水費 ⑤ 入居者の選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑥ 前各号のほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの ◇経過的軽費老人ホーム(A型) ① サービスの提供に要する費用(旧事務費) ② 生活費(食材料費、共用部分の光熱水費) ③ 居室に係る光熱水費 ④ 入居者の選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤ 前各号のほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの ◇経過的軽費老人ホーム(B型) ① サービスの提供に要する費用(旧事務費) ② 居住に要する費用(旧管理費)(次号の費用を除く) ③ 居室に係る光熱水費 ④ 入居者の選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤ 前各号のほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの	適		否	軽費基準条例16条1項、附則14、30、軽費基準規則8条、附則17、18、29
	(2) 入所者から支払いを受ける費用のうち、入所者1人1箇月当たりの基本利用料として受け取る費用は適正か。 ◇軽費老人ホーム(ケアハウス) 「サービスの提供に要する費用」、「生活費」及び「居住に要する費用」の合算額以下 ◇経過的軽費老人ホーム(A型) 「サービスの提供に要する費用」及び「生活費」の合算額以下 ◇経過的軽費老人ホーム(B型) 「サービスの提供に要する費用」及び「居住に要する費用」の合算額以下	適		否	軽費基準条例16条1項、附則14、30、軽費基準規則8条、附則17、18、29

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
第2 利用料	(3) 入所者から支払いを受ける費用のうち、「生活費」は、「食材料費」、「共用部分に係る光熱水費」のほか、「その他共用部分の維持管理に関する費用」など、入居者個人の専用でない費用となっているか。	適		否	軽費基準条例16条1項、附則14、30、軽費基準規則8条、附則17、18、29

	(4) 「居住に要する費用」について、一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、利用者本人の意向に十分配慮しつつ、原則として分割支払い方式が採用されているか。	適	否		軽費老人ホーム利用料取扱指針第1-4(1)(ケアハウス)
	(5) 入居者が一定の期間(20年を標準)未満の期間以内に退所した場合、一括支払い方式で支払われた「居住に要する費用」又は、併用支払い方式による一括納入金を、一定の期間(20年を標準)から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所後に利用者へ返還されているか。	適	否	否	軽費老人ホーム利用料取扱指針第1-4(1)(ケアハウス)
	(6) 「入居者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用」の内容は適切か。 ◇「入居者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用」は、軽費老人ホームとして行うサービス以外の一時的疾病時における深夜介護費用(特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームを除く。)及びクラブ活動等の趣味娯楽等に要する費用をいい、次のような費用は含まない。 ア 「共益費」などあいまいな名目の費用 イ 軽費基準規則第8条第1項から第4項に該当する費用 ウ 新規入居の際に、敷金、礼金、保証金等の名目で徴収する費用(退去時における居室の原状回復費用及び利用料が滞納された場合の保証金として、軽費基準規則第8条第1項から第3項に係る費用を合計した徴収額の3ヶ月分(概ね30万円を超えない部分に限る)の範囲で徴収する費用を除く)	適		否	軽費基準条例16条1項、附則14、30、軽費基準規則8条、附則17、18、29
	(7) 入所者から支払いを受ける費用に係るサービスの提供に当たり、あらかじめ入所者又はその家族に対して、当該サービス内容及び費用を記載した書類が交付され、説明に基づく同意が得られているか。	適	否	否	軽費基準条例16条2項、附則15、31、軽費基準規則8条、附則17、18、29
第3 サービス提供	(1) 入所者が安心して生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会が適切に提供されているか。	適	否		軽費基準条例17条1項、附則18、34
	(2) 入所者に対するサービスの提供に当たり、入居者又はその家族に対し、サービスの提供に必要な事項について、懇切丁寧に説明が行われているか。	適	否		軽費基準条例17条2項、附則18、34
	(1) 2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供するなど適切な方法で入所者の清潔の保持に努めているか。	適	否	否	軽費基準条例19条5項、附則18、34
	(2) 入所者の外出の機会が確保されるよう努めているか。	適	否		軽費基準条例19条4項、附則18、34

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
2 サービスの内容	(3) 入居者の要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めているか。	適	否		軽費基準条例19条6項、附則18、34
	(4) 要介護認定申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続を入所者又は家族が行うことが困難な場合、その者の意思を踏まえて、速やかに必要な支援が行われているか。特に、金銭に係るものについては、書面等による事前の同意とともに、代行後の本人の確認が得られているか。また、その経過が記録されているか。	適	否		軽費基準条例19条2項、附則18、34
	(5) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助が行われているか。	適	否		軽費基準条例19条1項、附則18、34
	(6) 入所者の家族と連携を図るとともに、入所者と家族の交流の機会を確保するよう努めているか。 ◇会報の送付・行事への参加呼びかけ等、面会時間・場所等の利便性への配慮など	適	否		軽費基準条例19条3項、附則18、34
	(7) 入居者が要介護・要支援状態になった場合、入居者が必要とする介護保険サービスを円滑に受けることができるよう、入所者に対し、近隣の居宅介護支援事業者や居宅サービス事業者に関する情報提供を行うなど、必要な措置が講じられているか。	適	否	否	軽費基準条例20条、附則18、34
3 記録の整備	入居者のサービス提供の記録が整備されているか。 ◇記録はその完結の日から最低2年間保存	適	否	否	軽費基準条例9条2項、附則18、34
4 健康の保持	(1) 入所者について、定期的に健康診断を受ける機会が提供されているか。また、健康の保持に努めているか。(ケアハウス、経過的B型)	適	否	否	軽費基準条例21条、附則34
	(2) 入所者について、入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行っているか。(経過的A型)	適	否	否	軽費基準条例附則16
	(3) 必要な医師(嘱託医)が置かれ、入所者個々の身体状況・症状等に応じて、必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。(経過的A型)	適	否	否	老福施設監査指針第1-1-(7)、軽費基準条例附則12
	(4) 入所者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関が定められているか。また、協力歯科医療機関が定められているか。	適	否		軽費基準条例27条、附則18、34
5 衛生管理・生活環境等の	(1) 施設において感染症が発生、まん延しないよう感染症予防対策検討委員会の開催や指針の整備、職員に対する研修等必要な措置が講じられているか。	適	否	否	軽費基準条例26条2項、附則18、34、軽費基準規則10条、附則22、30
	(2) 入所者の居室等の生活環境(居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光、照明など)が適切に確保されているか。	適	否	否	軽費基準条例3条1項、附則18、34
	(3) 衛生的な被服及び寝具が確保されているか。	適	否	否	老福施設監査指針第1-1-(6)

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
第4 身体的拘束の状況	(1) 当該入所者又は他の入所者等の生命身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為が行われていないか。	適		否	軽費基準条例17条3項、附則18、34
	(2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由が記録されているか。	適	否	否	軽費基準条例17条4項、附則18、34
	(3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図っているか。	適	否	否	軽費基準条例17条5項、附則18、34、軽費基準規則8条の2
	(4) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	適	否	否	軽費基準条例17条5項、附則1
	(5) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。	適	否	否	軽費基準条例17条5項、附則18、34、軽費基準規則8条の2
第5 利用者預り金の管理	(1) 預り金管理規程が適正に整備されているか。 ◇やむを得ない理由により、施設が入所者(利用者)の金銭を預る場合	適	否	否	指導監督徹底通知5(4)エ、府預り金規程整備通知
	(2) 保管の申出は、本人又はその家族からの依頼書により行われているか。	適	否	否	府預り金規程3条2項
	(3) (2)の場合、複数の職員による立会のもとで依頼書の内容を確認し、預り証を交付しているか。	適	否	否	府預り金規程3条3項
	(4) 預り金に現金がある場合、速やかに入所者の預貯金通帳に入金しているか。	適	否	否	府預り金規程3条4項
	(5) 預り金管理規程に基づく帳簿が整備されているか。 ①入所者預り金台帳 ②入所者預り金出納帳 ③入所者立替用小口現金出納帳(入所者現金出納帳)	適	否	否	府預り金規程3条5項
	(6) 施設長は、各保管責任者を別々に定め、事務分掌においてその責任を明確にするとともに、それぞれ該当職員に辞令を交付しているか。	適	否	否	府預り金規程4条1～5項
	(7) 各保管責任者は、それぞれを別々の金庫に保管しているか。	適	否		府預り金規程4条6項
	(8) 通帳保管責任者は、保管する預貯金についての出納をすべて金融機関の入出金伝票により行っているか。 また、キャッシュカードを作成していないか。	適	否		府預り金規程4条7項

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
	(9) 入所者又はその家族から入金依頼があったときは、複数職員の立会のもとで入金依頼書を確認し、預り証を交付しているか。	適	否	否	府預り金規程5条1、2項
	(10) 入所者から出金依頼があったときは、複数職員の立会のもとで出金依頼書を確認し、施設長の決裁を受けてから出金しているか。 ◇立替購入の精算についても行うこと。	適	否	否	府預り金規程6条1項、7条4項
	(11) 出金した現金を複数職員の立会のもとで入所者に手渡し、受領書に入所者の署名を受けているか。 ◇署名ができない場合の代筆可	適	否	否	府預り金規程6条2項
	(12) 入所者立替用小口現金の取扱限度額は適正か。 また、取扱限度額を遵守しているか。	適	否		府預り金規程7条1項
	(13) 立替購入を行った場合、領収書(レシート)を保管しているか。 また、購入品を複数職員の立会のもとで入所者に手渡し、受領書に入所者の署名を受けているか。 ◇署名ができない場合の代筆可	適	否	否	府預り金規程7条3項
	(14) 施設長は、毎月1回以上入所者別に預り金等の点検を行っているか。	適	否		府預り金規程8条1項
	(15) 理事長は、施設長の点検状況について、四半期ごとに確認しているか。	適	否		府預り金規程8条2項
	(16) 監事は、預り金等の保管状況について定期的に監査を行い、監査報告書に記載しているか。	適	否		府預り金規程8条3項
	(17) 施設長は、四半期ごとに預り金等の入出金状況及び現在高を、入所者本人又は家族に報告しているか。	適	否		府預り金規程9条1項
	(18) 施設長は、入所者又は家族から預り金等について閲覧の申出があった場合は、速やかに提示しているか。	適	否	否	府預り金規程9条2項
	(19) 退所等により預り金等を返還するときは、複数職員の立会のもとで入所者に手渡し、受領書に入所者等の署名を受けているか。 ◇署名ができない場合の代筆可	適	否	否	府預り金規程6条② (受領書は任意様式)
	(20) 本来施設で負担すべきものを、入所者の預り金から支出していないか。	適	否	否	指導監督徹底通知5(4)エ

凡例) ▷=国、▶=府

**【法令】**

- ▷ 法 「社会福祉法」(昭和26年法律第45号)
- ▷ 規則 「社会福祉法施行規則」(平成26年厚生省令第28号)

**【基準条例】 → 京都府条例**

- ▶ 軽費基準条例  
「社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例」(平成24年京都府条例第23号)
- ▶ 軽費基準規則  
「社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則」(平成24年京都府規則第39号)

**【監査指針】**

- ▷ 老福施設監査指針  
「老人福祉施設に係る指導監査について」(平成12年5月12日付老発第481号 厚生省老人保健福祉局長通知)の別添  
「老人福祉施設指導監査指針」
- ▷ 指導監督徹底通知  
「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日付雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

**【その他通知】**

- ▷ 軽費老人ホーム利用料取扱指針  
「軽費老人ホームの利用等に係る取り扱い指針について」(平成20年5月30日付老発第0530003号 厚生労働省老健局長通知)
- ▶ 府預り金規程整備通知  
「入所者預り金等の管理規程の整備について」(平成9年12月26日付9地域第1318号 京都府保健福祉部長通知)